

令和5年度 甲賀市子育て世帯への 臨時特別給付金のご案内

甲賀市民限定で0歳から18歳（高校生世代）の児童
1人につき**1万円**を支給します！

1. 支給対象者

◆**令和5年5月分**の児童手当・特例給付を
甲賀市から受給している方※所得制限はありません。

2. 対象児童

◆平成17年4月2日～令和5年4月30日
生まれの児童

3. 支給額

◆対象児童**1人につき、1万円**

4. 給付金の支給手続き

◆給付金は、**申請不要**で受け取れます。

◆令和5年5月分の児童手当等を支給している指定口座へ、
6月30日（金）に振込予定です。

【ご注意ください】

- ・上記の口座を解約または名義変更している場合等は、振込指定口座の変更を申し出てください。また、申し出がない場合は、上記の口座を本給付金の振込口座として利用することに同意いただいたものといたします。
- ・口座解約等により、上記期日に指定口座への振込ができない場合は必ずご連絡ください。期間（令和6年3月31日まで）を過ぎると給付金の受け取りができません。

【給付金の受け取りを希望されない方】

令和5年6月20日（火）までに子育て政策課へお申し出ください。

お問い合わせは

甲賀市役所 子育て政策課

電話：0748（69）2176

FAX：0748（69）2298